

令和6年度渋川市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年3月26日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定する。

2 適用範囲

調達方針は、渋川市の全ての機関に適用する。

3 障害者就労施設等

調達方針に定める障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次に掲げる物品等の調達が可能な事業所等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業所等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

(2) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に規定する事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。

以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所(次に掲げる要件の全てを満たす事業所)

(ア) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数）を合計した数（以下「障害者数」という。）が5人以上

(イ) 全従業員数のうちに障害者数の占める割合が20%以上

(ウ) 障害者数のうちに重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造又は役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達物品等

重点的に調達すべき物品等は、次に掲げるものとする。

(1) 物品

ア 食料品・飲料品

イ 小物雑貨（縫製品を含む。）

ウ その他障害者就労施設等が供給可能な物品

(2) 役務

ア 印刷業務

イ 洗濯業務

ウ 清掃業務（除草業務を含む。）

エ その他障害者就労施設等が供給可能な役務

5 調達目標

前年度に障害者就労施設等から物品等を調達した実績額を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

(1) 地域包括ケア課は、障害者就労施設等から供給可能な物品等の情報を収集し、渋川市の全ての機関に情報提供する。

(2) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

(3) 予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の適用）により調達を行う場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努める。

(4) 調達に当たっての仕様等を定める際には、必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定する。

(5) 契約の手続き等を定める際には、障害者就労施設等がその特性により調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意する。

(6) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。

7 調達実績等の公表

(1) 地域包括ケア課は、調達方針を作成したときは、渋川市ホームページ等で速やかに公表する。

(2) 地域包括ケア課は、前年度に障害者就労施設等から物品等を調達した実績の概要を取りまとめ、渋川市ホームページ等で速やかに公表する。